

平成 17 年 6 月 10 日

株 主 各 位

大阪府中央区北浜四丁目 5 番 33 号

住友信託銀行株式会社

取締役社長 高 橋 温

定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第134期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成17年 6 月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 大阪府中央区北浜四丁目 5 番 33 号

住友ビルディング11階会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 平成17年 3 月31日現在の連結貸借対照表、第134期（平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで）連結損益計算書及び営業報告書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 平成17年 3 月31日現在の貸借対照表及び第134期（平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで）損益計算書報告の件

決議事項

第 1 号議案 第134期利益処分計算書案承認の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。

第 3 号議案 取締役11名選任の件

第 4 号議案 監査役 2 名選任の件

第 5 号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 《議決権行使についてのご案内》

### 1. 議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、株主総会開催日の前日（平成17年6月28日（火曜日））までに到着するようご返送ください。

### 2. インターネットによる議決権行使

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.webdk.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及び仮パスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録ください。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- (2) インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日（平成17年6月28日（火曜日））まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (4) インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

インターネットにアクセスできること。

パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer5.5以上またはNetscape6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。

携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。

Netscapeは、Netscape Communications Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

当社証券代行部 専用ダイヤル ☎ 0120 - 186 - 417 （24時間受付）

< 住所変更等用紙の請求 > ☎ 0120 - 175 - 417 （24時間受付）

< その他の照会 > ☎ 0120 - 176 - 417 （平日：9：00～17：00）

第134期(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)営業報告書

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果等

〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループは、当社、連結される子会社及び子法人等19社及び持分法適用の子会社及び子法人等、関連法人等9社から構成され、信託銀行業を中心に、クレジットカード、リース、ベンチャーキャピタル、投信委託などの金融サービスならびに住宅仲介、シンクタンクなどに至る幅広いサービスの提供を行っております。当社グループの事業にかかわる位置付け及び事業の種類別セグメントとの関係は、次のとおりです。なお、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

| 事業の種類<br>セグメント | 主な事業の内容                     | 所在地           | 主要な会社名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------|-----------------------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 銀行信託<br>事業     | 信託銀行業及びその付随業務、従属業務を行っております。 | 日本            | 住友信託銀行株式会社（信託銀行業）<br>連結される子会社及び子法人等7社<br>住信振興株式会社（ビル管理業）<br>住信保証株式会社（ローン保証業）<br>住信ローン保証株式会社（ローン保証業）<br>住信ビジネスサービス株式会社（事務代行業・人材派遣業・研修業）<br>日本ＴＡソリューション株式会社（情報処理業・計算受託業）<br>住信情報サービス株式会社（情報処理業・計算受託業）<br>持分法適用の子会社及び子法人等、関連法人等5社<br>日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社（年金給付金等計算業・事務代行業）<br>ビジネススト株式会社（金銭貸付業）<br>人事サービス・コンサルティング株式会社（人事関連サービス業）<br>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託銀行業）<br>日本トラスティ情報システム株式会社（情報処理業・計算受託業） |
|                |                             | 米州            | 住友信託銀行株式会社（信託銀行業）<br>連結される子会社及び子法人等3社<br>STB Preferred Capital(Cayman)Ltd.（金融業）<br>Sumitomo Trust and Banking Co.(U.S.A.)（金融業、信託業）                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                |                             | 欧州            | 住友信託銀行株式会社（信託銀行業）<br>連結される子会社及び子法人等1社<br>Sumitomo Trust and Banking(Luxembourg)S.A.（信託業、金融業、証券業）                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                |                             | アジア・<br>オセアニア | 住友信託銀行株式会社（信託銀行業）<br>連結される子会社及び子法人等2社<br>The Sumitomo Trust Finance(H.K.)Ltd.(金融業)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

| 事業の別<br>セグメント | 主な事業の内容                         | 所在地 | 主 要 な 会 社 名                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------|---------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金融関連<br>事業    | クレジットカード業、リース業等の金融関連業務を行っております。 | 日本  | 連結される子会社及び子法人等 6 社<br>住信インベストメント株式会社（ベンチャーキャピタル業）<br>すみしんライフカード株式会社（クレジットカード業）<br>住信カード株式会社（クレジットカード業）<br>住信アセットマネジメント株式会社（投信委託・投資顧問業）<br>株式会社住信基礎研究所（調査研究業・コンサルティング業・投資顧問業）<br>すみしん不動産株式会社（不動産仲介業）<br>持分法適用の子会社及び子法人等、関連法人等 4 社<br>住信リース株式会社（リース業） |

（注）主要な会社名の（ ）内は、主な事業の内容であります。

#### 〔金融経済環境〕

当期のわが国経済をみますと、期初は日経平均株価がほぼ 3 年ぶりに 1 万 2 千円を上回るなど景気回復への期待が高まりましたが、期半ば以降は IT 関連財を中心に鉱工業生産の伸びが鈍化し、原油をはじめとする原材料価格の高騰も加わったことから、景気の先行きに対する懸念が強まりました。しかし、企業収益が一段と拡大するとともに、設備投資は増勢を維持し、雇用情勢の改善も続いたことから、景気は後退局面入りを回避し、緩やかに減速するにとどまりました。

こうした景気実態のもとで、消費者物価指数は低下基調を脱するには至らず、日本銀行は量的緩和政策を続け、10 年国債流通利回りは 1 % 台で推移しました。

米国では活発な設備投資と住宅建設を背景に自律的な景気回復が定着し、昨年 6 月からは政策金利の引き上げが始まりました。また、アジア経済においても中国を中心に、順調な経済成長が続きました。

金融界では、多くの大手行が、平成 14 年に政府が定めた不良債権比率引き下げ目標を昨年 9 月末時点で達成し、中小企業向け貸出の積極化や他業態との資本・業務提携など、新たな事業モデル確立を目指した前向きの経営姿勢を強めました。また信託業界では、昨年 12 月に改正信託業法が施行されたことを受けて、知的財産権信託など新たなビジネスへの取り組みが始まっています。

#### 〔企業集団をめぐる営業の経過及び成果〕

このような金融経済環境のもと、当社グループは、お客様からの信頼の向上と企業価値の更なる増大を図り、当社グループと社会双方の持続的な成長を目指し、経営システムの変革、事業戦略・提携戦略を遂行してまいりました。

##### （経営システムの変革）

当社グループでは、当社の事業モデルを補完・強化し、顧客基盤の一層の拡充、事業領域の外延的拡大を図るため、新たなグループ会社の設立を含め、グループ事業戦略を積極的に展開しており

ます。

グループの中核である当社では、事業部制を採用し、収益性向上に対する各事業部門の責任明確化に一定の成果をあげてまいりました。こうした事業部制の利点を維持しつつ、各部門の強みのシナジー効果拡大、お客様に対するより広範な商品・サービスの迅速な提供を図るため、昨年4月より、リテール・ホールセール両事業部門を括る「顧客グループ」を設置いたしました。新しい体制のもと、平成16年度から平成18年度までの中期経営計画では、「信託型投資銀行業務」と「CSR (Corporate Social Responsibility) 経営」の2つを軸に、当社事業モデルの進化に努めております。

(提携戦略)

当社は、真に株主の皆様・お客様・マーケットからご支持いただける提携等には前向きに取り組むとの方針のもと、新たなグループ会社の設立を含む以下の提携戦略を展開いたしました。

第一に、大和証券グループと、信託業務に係る代理店業務・証券仲介業務・不動産仲介業務の3分野において業務提携を行いました。両グループの強みを最大限に活かして高いシナジー効果を発揮し、お客様への金融サービスを拡充してまいります。なお、信託業法の改正により可能となった遺言信託・遺産整理業務にかかる代理店業務については、バナホーム株式会社、株式会社中国銀行、株式会社広島銀行とも代理店契約を締結しております。

第二に、企業年金分野の制度・加入者管理、給付等の年金管理業務における多様なお客様のニーズに迅速・的確にお応えし、高度なサービスを提供していくため、みずほ信託銀行株式会社と、日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社を、昨年12月に共同設立し、本年2月より営業を開始いたしました。年金管理業務に強みを持つ当社とみずほ信託銀行株式会社が提携して協働事業を展開することにより、効率的に最高水準のサービスをご提供してまいります。

第三に、株式会社新日鉄都市開発、王子不動産株式会社と3社共同で不動産投資信託（J-REIT）を組成することとし、その資産運用会社としてトップリート・アセットマネジメント株式会社を、昨年10月に設立いたしました。今後、投資信託委託業者の認可を取得し、投資法人を設立のうえ、東京証券取引所に上場する予定です。3社の有する不動産の開発・管理・運営力、投資運用力等を結集し、優良な不動産ポートフォリオを持つ投資商品の提供を通じて、J-REIT市場の新たな発展に寄与してまいります。

第四に、松下電器産業株式会社との間で、松下リース・クレジット株式会社に関する資本・業務提携に昨年12月合意し、本年4月には同社の発行済株式の約60%を取得いたしました。本年5月には、会社名を住信・松下フィナンシャルサービス株式会社と変更し、経営基盤の一層の強化・拡充を図り、当社が持つ豊富な金融・信託ノウハウと松下グループが持つ広範な顧客基盤を融合させることにより、お客様への提供価値の向上と企業価値の増大を推進してまいります。

第五に、株式会社ライフと、カードビジネスにおける提携を目的として、すみしんライフカード株式会社を、昨年10月共同設立いたしました。すみしんライフカード株式会社は本年2月にビザ・

インターナショナルよりVISAプリンシパルメンバーへの新規加入を認められており、提携カードを軸として、お客様に多彩なサービスを提供してまいります。

なお、昨年５月に、株式会社UFJホールディングス、UFJ信託銀行株式会社、株式会社UFJ銀行（以下、UFJ３社という）との間で合意しました当社とUFJ信託銀行株式会社の経営統合、および、UFJグループの信託・財産管理業務等の協働事業化については、その後、UFJグループが三菱東京フィナンシャル・グループと統合交渉を開始したため、昨年10月に、UFJ信託銀行株式会社の営業の移転に関する当社以外との交渉差止め及び当社との協議をUFJ３社に対して求める訴訟を東京地方裁判所に提起しております。また、本年３月に、これらの請求に加え、UFJ３社に対し、UFJ３社による基本合意の債務不履行に基づく損害賠償の一部請求として、１千億円の支払を求める請求を追加しております。

（営業の経過等）

銀行信託事業につき、事業部門別に概況をみますと、リテール事業部門では、受信業務の新たな主軸商品として新型定期預金の販売を開始すると共に、投資信託、個人年金保険等、幅広い貯蓄・運用商品を提供し、資産運用メインバンクとして一人一人のお客様のニーズに応じたコンサルティング営業に注力いたしました。住宅ローンも効果的な営業施策の展開により大きく残高を伸ばした他、ダイレクトバンキングやプライベートバンキングにおいても、当社の強みを活かした独自の事業展開に注力しております。また、全支店へのサービス介助士の配置等、CSR活動にも注力いたしました。

ホールセール事業部門では、シンジケートローン・各種プロジェクトファイナンスといった市場型与信業務、資産流動化業務、多様なクレジット資産等の運用商品の提供を行う「信託型投資銀行業務」に注力し、資金需要の低迷下、実績を上げております。また、証券代行業務では日本TAソリューション株式会社の開発した業界最先端のシステムをベースに高度化するお客様のニーズに迅速・的確に応え、サービス向上を図っております。

マーケット資金事業部門では、リスク管理の高度化のもとで、投資対象を多様化しつつ、収益の極大化・安定化を図り、当社収益に貢献すると共に、「リスクコンサルティング」を切り口として、お客様のニーズに最適なデリバティブ等の幅広い金融商品・サービスの提供に努めております。

年金・投資マネージ・証券管理サービスを担う受託事業部門では、運用・管理業務の分離、厚生年金基金の代行返上等の構造的な変化が激しさを増す中で、多様な商品とコンサルティング営業により、専門性を活かした高付加価値サービスの提供に努め、着実に市場シェアを拡大してきております。特に確定拠出年金業務では運営管理機関業務の受託を大幅に伸ばし、業界を代表する地位を確立しております。また、グローバルカストディ業務に独自の強みを有するスミトモ トラスト アンド バンキング カンパニー（ユー・エス・エー）や、わが国最大の資産管理専門信託銀行として証券管理インフラを提供する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社も、着実に業容を展開させております。

不動産事業部門では、好調な不動産市況も背景に、当社ネットワークを生かした流通・仲介業務や、REIT等のファンドビジネスへの積極的な取組みにより、大きく業績を伸ばしました。すみしん不動産株式会社も、当社各事業部門との連携を強化しつつ、住宅仲介業務を中心に業績を拡大いたしました。

次に、金融関連事業について、連結される子会社及び子法人等別に概況をみますと、住信アセットマネジメント株式会社は、当社グループの資産運用ノウハウを集約した多彩な投資信託商品群を、リテールのお客様を中心に提供し、運用資産残高を伸長させております。

住信カード株式会社では、当社と一体でのサービス提供により、会員数の拡大を図りつつ、グループとしてお客様に提供できる付加価値向上を図っております。

不動産関連ビジネスに強みを持つ株式会社住信基礎研究所は、不動産投資・運用に関する第三者評価機関として、その専門性について業界内で高い評価を獲得し、当社グループのブランド向上に貢献しております。

住信インベストメント株式会社は、未公開株式投資に係る総合サービス機能をもった特色ある運用会社として、運用型ファンドに加え、独自に開発した管理・モニタリングシステムを活用した、事業法人向け管理・モニタリング型ファンドの受託にも注力しております。

また、持分法適用の子会社及び子法人等、関連法人等である住信リース株式会社は、昨年10月、スミセイ・リース株式会社を子会社化するなど、順調に業容を拡大し、本年3月には東証1部へ昇格を果たしました。

（営業の成果）

当連結会計年度の業績は、次のとおりとなりました。

当年度におきましては、効率経営を強味としながら戦略上必要とされる投資を行うことで、安定的な収益拡大を目指すとともに、資産健全化に継続的に取り組んでまいりました。その結果、不良債権の減少に伴う貸倒引当金の取崩益を特別利益に計上したことを主因として、当期純利益は、前年度比172億円増加し968億円、1株当たり当期純利益は、潜在株式調整後で58円07銭となりました。経常利益につきましては、前年度比15億円減少して1,341億円となっております。

収益・費用の概要につきましては、経常収益は、前年度比26億円増加し5,009億円となりました。この内訳は、貸付信託の残高減少を主因として信託報酬は50億円の減少、資金運用収益で254億円の増加、役務取引等収益で163億円の増加、特定取引収益で4億円の増加、その他業務収益で293億円の減少、その他経常収益で50億円の減少となっております。

一方、経常費用は、前年度比42億円増加し3,667億円となりました。この内訳は、資金調達費用で38億円の減少、役務取引等費用で16億円の増加、その他業務費用で19億円の増加、営業経費で55億円の増加、その他経常費用で11億円の減少となっております。

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行信託事業と金融関連事業に区分されますが、経常収益及び経常利益に占める割合は、当社を主体とした銀行信託事業がその太宗を占めております。

所在地別セグメントの業績は、日本につきましては、経常収益4,370億円、経常費用3,131億円となり、経常利益は前年度比67億円増加の1,239億円となりました。米州につきましては、経常収益308億円、経常費用287億円となり、経常利益は前年度比59億円減少の21億円となりました。欧州につきましては、経常収益370億円、経常費用307億円となり、経常利益は前年度比5億円増加の63億円となりました。アジア・オセアニアにつきましては、経常収益75億円、経常費用48億円となり、経常利益は前年度比25億円減少の26億円となりました。

資産負債の状況につきましては、総資産は、年度中5,369億円増加し年度末残高は15兆9,083億円となりました。このうち貸出金につきましては、良質な資金需要への積極的な取組みにより、年度中1,518億円増加し年度末残高は9兆139億円となりました。有価証券につきましては、債券を中心に年度中9,507億円増加し年度末残高は4兆5,874億円となりました。総負債は、年度中4,344億円増加し年度末残高は14兆9,133億円となりました。このうち預金につきましては、定期預金の増加を中心に、年度中3,449億円増加し年度末残高は9兆1,301億円となりました。

信託勘定（当社単体）の状況につきましては、信託財産総額は、年度中7,563億円増加し年度末残高は52兆6,455億円となりました。このうち金銭信託は、特定金銭信託の減少を主因に年度中1兆2,197億円減少し年度末残高は17兆2,561億円となりました。有価証券の信託につきましては、年度中6,839億円増加し年度末残高は9兆8,035億円となり、年金信託につきましては、年度中1兆365億円減少し年度末残高は4兆9,808億円となりました。元本補てん契約のある信託につきましては、金銭信託は、年度中351億円増加し年度末残高は1兆30億円となり、貸付信託は、年度中3,519億円減少し年度末残高は1兆984億円となりました。貸出金は、年度中2,203億円減少し年度末残高は9,122億円となり、有価証券は、年度中9,202億円増加し年度末残高は6兆7,171億円となりました。

#### 〔企業集団が対処すべき課題〕

信託・財産管理業務を差別化の柱とする当社の事業モデルは不変としつつも、平成17年度は、「信託らしいリテール事業」と「信託型投資銀行業務」を今後の収益の飛躍的成長の原動力と位置付け、この2分野へ経営資源を集中することにより、持続的な成長力を培ってまいります。

具体的には、リテール事業部門では、ペイオフ解禁を好機と捉え、お客様の満足度を重視したコンサルティング営業、年金・不動産分野等の強みを活かした当社独自の営業スタイルにより、「真の顧客本位」を貫く「信託らしい」リテール事業を展開して、金融界における当社の地位を向上してまいります。

ホールセール事業部門が中心に推進する「信託型投資銀行業務」では、資産流動化・不動産ノンリコースローン等の当社得意分野である「投資銀行業務」の更なる推進に加え、自己勘定による多彩な資産への「投資業務」を本格展開することにより収益拡大を実現いたします。また、営業体制の見直しや、信託・財産管理商品・職域関連商品のクロスセールの徹底により収益の拡大を図っ

てまいります。

マーケット資金事業部門では、ファンドへのアウトソース運用、セカンダリーを中心とするクレジット資産や株式への純投資など、幅広い資産への「投資業務」を本格的に展開して、収益の極大化・安定化を図ってまいります。

受託事業部門は、他行との差別化の柱となる当社中核ビジネスとして、オルタナティブ型運用商品・株式投信など収益性の高い商品の受託業務に注力すること等を通じて、市場シェアを飛躍的に拡大させてまいります。

不動産事業部門では、営業体制を強化して、不動産情報の蓄積を徹底するとともに、私募ファンドの開発、エクイティ投資の活用、REIT立上げ等により「信託型投資銀行業務」を拡大し、信託業界トップクラスの業績達成に挑戦いたします。

さらに、業容と収益力が急速に拡大しつつあるグループ会社群については、各社の強み、特色を最大限に活かしてシナジー効果を発揮し、当社グループ全体としての収益力の向上と基盤拡充を推進してまいります。

こうした取組みのもと、お客様からの信頼と支持を獲得し、他行とは異なる特徴を有する信託銀行として、企業価値を増大させ、社会においても大いなる存在感を発揮できるよう、役職員一丸となって邁進する所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

(注) 以上のご報告の計数につきましては、単位未満を切り捨てて記載しております。

## (2) 企業集団及び当社の営業成績の推移

### イ. 連結業績の推移

(単位：億円)

|                        | 平成13年度  | 平成14年度  | 平成15年度  | 平成16年度  |
|------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 連結経常収益                 | 7,158   | 5,626   | 4,982   | 5,009   |
| 連結経常利益<br>(印は連結経常損失)   | 567     | 661     | 1,356   | 1,341   |
| 連結当期純利益<br>(印は連結当期純損失) | 424     | 729     | 796     | 968     |
| 連結純資産額                 | 6,596   | 6,278   | 8,020   | 9,097   |
| 連結総資産                  | 167,040 | 157,797 | 153,713 | 159,083 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．単体業績の推移

(単位：億円)

|                                                        |             | 平成 13 年度                        | 平成 14 年度                        | 平成 15 年度                       | 平成 16 年度                        |
|--------------------------------------------------------|-------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 預 金                                                    | 金           | 81,414                          | 86,893                          | 87,586                         | 90,953                          |
|                                                        | 定 期 性 預 金   | 59,380                          | 65,552                          | 67,132                         | 71,681                          |
|                                                        | そ の 他       | 22,034                          | 21,341                          | 20,454                         | 19,271                          |
| 貸 出 金                                                  | 金           | 89,187                          | 91,680                          | 88,879                         | 90,358                          |
|                                                        | 個 人 向 け     | 9,084                           | 9,649                           | 10,673                         | 12,277                          |
|                                                        | 中 小 企 業 向 け | 30,752                          | 30,439                          | 29,359                         | 26,677                          |
|                                                        | そ の 他       | 49,351                          | 51,591                          | 48,846                         | 51,403                          |
| 特 定 取 引 資 産<br>(ト レーディング資産)                            |             | 5,158                           | 6,799                           | 3,018                          | 2,834                           |
| 特 定 取 引 負 債<br>(ト レーディング負債)                            |             | 2,030                           | 3,304                           | 479                            | 524                             |
| 有 価 証 券                                                | 国 債         | 50,697                          | 34,680                          | 36,362                         | 45,874                          |
|                                                        | 債           | 9,625                           | 7,728                           | 9,242                          | 10,381                          |
|                                                        | そ の 他       | 41,072                          | 26,952                          | 27,120                         | 35,493                          |
| 総 資 産                                                  |             | 167,783                         | 158,695                         | 154,728                        | 160,185                         |
| 内 国 為 替 取 扱 高                                          |             | 638,236                         | 606,673                         | 666,769                        | 725,715                         |
| 外 国 為 替 取 扱 高                                          |             | 115,437 <small>百万ドル</small>     | 122,515 <small>百万ドル</small>     | 132,717 <small>百万ドル</small>    | 168,126 <small>百万ドル</small>     |
| 経 常 利 益<br>( 印 は 経 常 損 失 )                             |             | 67,651 <small>百万円</small>       | 68,390 <small>百万円</small>       | 122,110 <small>百万円</small>     | 120,587 <small>百万円</small>      |
| 当 期 純 利 益<br>( 印 は 当 期 純 損 失 )                         |             | 42,207 <small>百万円</small>       | 56,565 <small>百万円</small>       | 73,928 <small>百万円</small>      | 84,700 <small>百万円</small>       |
| 1 株 当 た り の 当 期 純 利 益<br>( 印 は 1 株 当 た り の 当 期 純 損 失 ) |             | 29 <sup>円</sup> 68 <sup>銭</sup> | 39 <sup>円</sup> 49 <sup>銭</sup> | 50 <sup>円</sup> 9 <sup>銭</sup> | 52 <sup>円</sup> 34 <sup>銭</sup> |
| 金 銭 信 託                                                | 金 銭 信 託     | 9,149                           | 9,710                           | 9,679                          | 10,030                          |
|                                                        | 貸 出 金       | 2,430                           | 2,805                           | 1,944                          | 1,824                           |
|                                                        | 有 価 証 券     | 152                             | 1,683                           | 760                            | 435                             |
|                                                        | そ の 他       | 6,566                           | 5,220                           | 6,975                          | 7,770                           |
| 貸 付 信 託                                                | 貸 付 信 託     | 31,879                          | 21,379                          | 14,503                         | 10,984                          |
|                                                        | 貸 出 金       | 16,360                          | 12,633                          | 8,351                          | 5,535                           |
|                                                        | 有 価 証 券     | 2,664                           | 1,165                           | 715                            | 401                             |
|                                                        | そ の 他       | 12,854                          | 7,580                           | 5,436                          | 5,047                           |
| 信 託 財 産                                                |             | 498,915                         | 526,161                         | 518,891                        | 526,455                         |
| 信 託 報 酬                                                |             | 80,421 <small>百万円</small>       | 71,382 <small>百万円</small>       | 76,401 <small>百万円</small>      | 71,316 <small>百万円</small>       |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成13年度の「1株当たりの当期純利益( 印は1株当たりの当期純損失)」は、当期純利益( 印は当期純損失) から該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を期中の平均発行済普通株式数(平均発行済普通株式から自己株式を控除)で除して算出しております。また、平成14年度から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
3. 「金銭信託」及び「貸付信託」は、元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)について記載しております。

## 2. 当社の現況

### (1) 資本金の推移

(単位：百万円)

|       | 当 年 度 末 | 前 年 度 末 |
|-------|---------|---------|
| 資 本 金 | 287,053 | 287,018 |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 旧商法に基づき発行された転換社債の普通株式への転換により、資本金は35百万円（発行株式数140千株）増加いたしました。

### (2) 株式の状況

|          |           |      |             |
|----------|-----------|------|-------------|
| イ. 株 式 数 | 発行する株式の総数 | 普通株式 | 3,000,000千株 |
|          |           | 優先株式 | 125,000千株   |
|          | 発行済株式の総数  | 普通株式 | 1,672,147千株 |

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

|            |      |         |
|------------|------|---------|
| ロ. 当年度末株主数 | 普通株式 | 29,417名 |
|------------|------|---------|

ハ.大 株 主

| 株 主 名                                                            | 当 社 へ の 出 資 状 況       |                   | 当社の大株主への出資状況     |                 |
|------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------------|------------------|-----------------|
|                                                                  | 持 株 数                 | 持 株 比 率           | 持 株 数            | 持 株 比 率         |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株 式 会 社 (信 託 口)                                | 105,411 <sup>千株</sup> | 6.30 <sup>%</sup> | —— <sup>千株</sup> | —— <sup>%</sup> |
| 日本トラスティ・サービス信託<br>銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)                            | 96,572                | 5.77              | ——               | ——              |
| ステート ストリート バンク<br>アンド トラスト カンパニー                                 | 46,916                | 2.80              | ——               | ——              |
| ステート ストリート バンク<br>アンド トラスト カンパニー 505103                          | 37,994                | 2.27              | ——               | ——              |
| 住 友 不 動 産 株 式 会 社                                                | 24,041                | 1.43              | 3,136            | 0.65            |
| 株 式 会 社 ク ボ タ                                                    | 23,984                | 1.43              | ——               | ——              |
| メロン バンク エヌイー アズ エージェント<br>フォー イッツ クライアント メロン<br>オムニバス ユーエス ペンション | 21,724                | 1.29              | ——               | ——              |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社                                              | 21,388                | 1.27              | ——               | ——              |
| ステート ストリート バンク<br>アンド トラスト カンパニー 505041                          | 19,889                | 1.18              | ——               | ——              |
| 株 式 会 社 住 友 倉 庫                                                  | 18,200                | 1.08              | 5,081            | 2.88            |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 当社は、株式会社クボタの株式22,982千株（持株比率1.71%）を退職給付信託として拠出しております。

## 二．自己株式の取得、処分及び保有

### 取得株式

|               |        |
|---------------|--------|
| 普 通 株 式       | 166千株  |
| 取 得 価 額 の 総 額 | 114百万円 |

### 処分株式

|               |       |
|---------------|-------|
| 普 通 株 式       | 110千株 |
| 処 分 価 額 の 総 額 | 73百万円 |

### 決算期における保有株式

|         |         |
|---------|---------|
| 普 通 株 式 | 6,075千株 |
|---------|---------|

(注) 記載金額は百万円未満を、株式数は千株未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

## (3) 企業集団の従業員の状況

|         | 当 年 度 末 |        | 前 年 度 末 |        |
|---------|---------|--------|---------|--------|
|         | 銀行信託事業  | 金融関連事業 | 銀行信託事業  | 金融関連事業 |
| 従 業 員 数 | 6,460人  | 598人   | 6,296人  | 554人   |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。  
2. 従業員には、取締役を兼務していない執行役員を含んでおります。

#### (4) 企業集団の主要な営業所の状況

##### イ．銀行信託事業（当社）

|                  | 主 要 な 営 業 所                                                                                             | 営 業 所 数          |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 近 畿              | 本店営業部、梅田支店、難波支店、阿倍野橋支店、堺支店、豊中支店、千里中央支店、枚方支店、高槻支店、茨木支店、八尾支店、和歌山支店、奈良西大寺支店、京都支店、川西支店、神戸支店、明石支店、姫路支店       | 25店 (前年度末<br>27) |
| 東 北 ・ 北 海 道      | 札幌支店、仙台支店                                                                                               | 2 ( 2 )          |
| 関 東 ・ 甲 信 越      | 東京営業部、東京中央支店、上野支店、池袋支店、新宿支店、渋谷支店、吉祥寺支店、八王子支店、千葉支店、津田沼支店、越谷支店、大宮支店、所沢支店、横浜支店、港南台支店、藤沢支店、相模大野支店、甲府支店、新潟支店 | 22 ( 25 )        |
| 東 海 ・ 北 陸        | 名古屋支店、名古屋駅前支店、静岡支店、金沢支店                                                                                 | 4 ( 4 )          |
| 中 国 ・ 四 国        | 岡山支店、福山支店、広島支店、山口防府支店、松山支店                                                                              | 5 ( 5 )          |
| 九 州              | 福岡支店、熊本支店、鹿児島支店                                                                                         | 3 ( 3 )          |
| 国 内 計            |                                                                                                         | 61 ( 66 )        |
| 米 州 地 域          | ニューヨーク支店                                                                                                | 1 ( 1 )          |
| 欧 州 地 域          | ロンドン支店                                                                                                  | 1 ( 1 )          |
| アジア・オセアニア<br>地 域 | シンガポール支店                                                                                                | 1 ( 1 )          |
| 海 外 計            |                                                                                                         | 3 ( 3 )          |
| 合 計              |                                                                                                         | 64 ( 69 )        |

ロ．銀行信託事業（主要な子会社及び子法人等）

| 主 要 な 会 社 名                            | 主 要 な 営 業 所            |
|----------------------------------------|------------------------|
| 住信振興株式会社                               | 本社（大阪府）                |
| 住信ローン保証株式会社                            | 本社（東京都）、大阪支店           |
| 住信ビジネスサービス株式会社                         | 本社（東京都）                |
| 住信保証株式会社                               | 本店（東京都）、大阪支店           |
| 日本ＴＡソリューション株式会社                        | 本社（東京都）                |
| 住信情報サービス株式会社                           | 大阪本社、東京本社              |
| スミトモ トラスト アンド バンキング<br>カンパニー（ユー・エス・エー） | 本社（アメリカ合衆国）            |
| エスティービー プリファード キャピタル<br>（ケイマン）リミテッド    | 本社（英国領西インド諸島グランドケイマン島） |
| スミトモ トラスト アンド バンキング<br>（ルクセンブルグ）エス・エー  | 本社（ルクセンブルグ大公国）         |
| 住友信託財務（香港）有限公司                         | 本社（中華人民共和国香港特別行政区）     |

ハ．金融関連事業

| 主 要 な 会 社 名      | 主 要 な 営 業 所  |
|------------------|--------------|
| 住信インベストメント株式会社   | 本社（東京都）      |
| 住信カード株式会社        | 本社（東京都）、大阪支社 |
| すみしん不動産株式会社      | 本社（東京都）      |
| 住信アセットマネジメント株式会社 | 本社（東京都）      |
| 株式会社住信基礎研究所      | 本社（東京都）      |
| すみしんライフカード株式会社   | 本社（東京都）      |

(5) 重要な子会社等

| 会 社 名                                                                                          | 所 在 地                                                                                                                                                    | 主要業務内容                   | 設立年月日             | 資 本 金                             | 当 社<br>議 決 権 比 率 | その他 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------|-----------------------------------|------------------|-----|
| 住信振興株式会社                                                                                       | 大 阪 市 中 央 区 北 浜<br>四 丁 目 5 番 33 号                                                                                                                        | ビル管理業務                   | 昭和23年<br>6 月30日   | 百万円<br>50                         | %<br>100         | —   |
| 住信保証株式会社                                                                                       | 東京都中央区日本橋本町<br>四 丁 目 11 番 5 号                                                                                                                            | ローン<br>保証業務              | 昭和52年<br>8 月25日   | 百万円<br>100                        | %<br>100         | —   |
| 住友信託財務(香港)<br>有限公司<br>(The Sumitomo<br>Trust Finance<br>(H.K.) Limited                         | 中 華 人 民 共 和 国 区<br>香 港 特 別 行 政 区<br>7th Floor, Three<br>Exchange Square,<br>8 Connaught Place,<br>Hong Kong, S.A.R.,<br>People's Republic<br>of China    | 金融業務                     | 昭和53年<br>7 月 4 日  | 百万円<br>4,831<br>( 万米ドル<br>4,500 ) | %<br>100         | —   |
| 住信ローン保証株式会社                                                                                    | 東京都中央区日本橋本町<br>四 丁 目 11 番 5 号                                                                                                                            | ローン<br>保証業務              | 昭和58年<br>11月 4 日  | 百万円<br>100                        | %<br>100         | —   |
| スミトモ トラスト アンド<br>バンキング(ルクセン<br>ブルグ)エス・エー<br>(Sumitomo Trust<br>and Banking<br>(Luxembourg)S.A. | ルクセンブルグ大公国<br>ルクセンブルグ市<br>18 Boulevard Royal,<br>L-2449, Luxembourg                                                                                      | 信託業務<br>金融業務<br>証券業務     | 昭和60年<br>4 月22日   | 百万円<br>3,221<br>( 万米ドル<br>3,000 ) | %<br>100         | —   |
| 住信ビジネスサービス<br>株式会社                                                                             | 東 京 都 港 区 北 青 山<br>二 丁 目 11 番 3 号                                                                                                                        | 事務代行業務<br>人材派遣業務<br>研修業務 | 平成 7 年<br>7 月 3 日 | 百万円<br>80                         | %<br>100         | —   |
| エスティービー<br>プリファード キャピタル<br>(ケイマン)リミテッド<br>(STB Preferred<br>Capital(Cayman)<br>Limited         | 英国領西インド諸島<br>グランドケイマン島<br>P.O.Box309,<br>Ugland House<br>South Church Street,<br>George Town,<br>Grand Cayman,<br>Cayman Islands,<br>British West Indies | 金融業務                     | 平成11年<br>2 月12日   | 百万円<br>2,000                      | %<br>100         | —   |
| 住信インベストメント<br>株式会社                                                                             | 東京都千代田区丸の内<br>一 丁 目 4 番 4 号                                                                                                                              | ベンチャーキ<br>ャピタル業務         | 平成12年<br>3 月22日   | 百万円<br>35                         | %<br>100         | —   |
| スミトモ トラスト アンド<br>バンキング カンパニー<br>(ユー・エス・エー)<br>(Sumitomo Trust<br>and Banking Co.<br>(U.S.A.)   | ア メ リ カ 合 衆 国<br>ニ ュ ー ジャ ー ジ ー 州<br>ホ ボ ケ ン 市<br>111 River Street,<br>Hoboken,<br>NJ07030, U.S.A.                                                       | 金融業務<br>信託業務             | 平成14年<br>5 月20日   | 百万円<br>6,012<br>( 万米ドル<br>5,600 ) | %<br>100         | —   |
| 日本T Aソリューション<br>株式会社                                                                           | 東 京 都 府 中 市 日 鋼 町<br>1 番 1                                                                                                                               | 情報処理業務<br>計算受託業務         | 平成10年<br>7 月 1 日  | 百万円<br>2,005                      | %<br>80          | —   |

| 会 社 名                            | 所 在 地                              | 主要業務内容                             | 設立年月日            | 資 本 金         | 当 社<br>議決権比率 | その他 |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------|---------------|--------------|-----|
| すみしんライフカード株式会社                   | 東京都千代田区有楽町<br>一 丁 目 2 番 2 号        | クレジット<br>カード業務                     | 平成16年<br>10月27日  | 百万円<br>200    | %<br>51      | —   |
| 住信カード株式会社                        | 東京都中央区日本橋本町<br>四 丁 目 11 番 5 号      | クレジット<br>カード業務                     | 昭和58年<br>6 月24日  | 百万円<br>50     | %<br>50      | —   |
| 日本ペンション・オペ<br>レーション・サービス<br>株式会社 | 東 京 都 文 京 区 後 楽<br>二 丁 目 3 番 21 号  | 年金給付金等<br>計算業務<br>事務代行業務           | 平成16年<br>12月21日  | 百万円<br>1,500  | %<br>50      | —   |
| ビジネクスト株式会社                       | 東 京 都 新 宿 区 新 宿<br>四 丁 目 3 番 25 号  | 金銭貸付業務                             | 平成13年<br>1 月18日  | 百万円<br>4,000  | %<br>40      | —   |
| 人事サービス・コンサルティング<br>株式会社          | 東京都中央区日本橋本町<br>四 丁 目 11 番 5 号      | 人事関連サー<br>ビス業務                     | 平成14年<br>5 月20日  | 百万円<br>519    | %<br>38.89   | —   |
| 住信情報サービス<br>株式会社                 | 大阪府豊中市新千里西町<br>一 丁 目 1 番 3 号       | 情報処理業務<br>計算受託業務                   | 昭和48年<br>2 月12日  | 百万円<br>100    | %<br>35      | —   |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社         | 東 京 都 中 央 区 晴 海<br>一 丁 目 8 番 11 号  | 信託業務<br>銀行業務                       | 平成12年<br>6 月20日  | 百万円<br>51,000 | %<br>33.33   | —   |
| 住信アセットマネジメント<br>株式会社             | 東 京 都 港 区 北 青 山<br>二 丁 目 11 番 3 号  | 投信委託業務<br>投資顧問業務                   | 昭和61年<br>11月 1 日 | 百万円<br>300    | %<br>30      | —   |
| 株式会社住信基礎研究所                      | 東京都千代田区神田司町<br>二 丁 目 11 番 1 号      | 調査研究業務<br>コンサルティング<br>業務<br>投資顧問業務 | 昭和63年<br>7 月 1 日 | 百万円<br>300    | %<br>29.83   | —   |
| すみしん不動産株式会社                      | 東 京 都 中 央 区 八 重 洲<br>二 丁 目 3 番 1 号 | 不動産<br>仲介業務                        | 昭和61年<br>1 月24日  | 百万円<br>300    | %<br>5       | —   |
| 日本トラスティ情報システム<br>株式会社            | 東 京 都 府 中 市 日 鋼 町<br>1 番10         | 情報処理業務<br>計算受託業務                   | 昭和63年<br>11月 1 日 | 百万円<br>300    | %<br>5       | —   |
| 住信リース株式会社                        | 東 京 都 中 央 区 日 本 橋<br>二 丁 目 3 番 4 号 | リース業務                              | 昭和60年<br>7 月 1 日 | 百万円<br>5,064  | %<br>4.99    | —   |

- (注) 1. 記載金額は単位未満を、当社議決権比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2. 外国通貨建の資本金については、決算日の為替相場による円換算額を記載しております。
3. 住信ビジネスサービス株式会社は、平成16年9月6日に住信パーソナルサービス株式会社が吸収分割によって旧住信ビジネスサービス株式会社の営業の全部を承継し、商号を変更した会社であります。
4. すみしんライフカード株式会社は、株式会社ライフ及び当社がクレジットカードビジネスにおける提携を目的として共同設立した会社であり、平成17年4月1日より事業を開始しております。
5. 日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社は、みずほ信託銀行株式会社及び当社が多様化する年金管理業務における高度なインフラ構築を目的として共同設立した会社であります。
6. 当社は、松下電器産業株式会社との間で合意した資本・業務提携に基づき、平成17年4月21日時点で松下リース・クレジット株式会社の議決権の66%を取得しております。なお、松下リース・クレジット株式会社は、平成17年5月1日付で住信・松下フィナンシャルサービス株式会社に商号を変更する予定です。
7. 企業結合の成果については、「1 営業の概況」に記載しております。

## 重要な業務提携の概況

1. 当社は、統合ATMスイッチングサービスへ加入し、現金自動設備の申込者相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
2. 当社は、日本郵政公社と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び自動預入れ、窓口及びテレフォンバンクサービス、インターネットバンクサービスでの相互送金、並びに、郵便貯金定時定額自動口座振替サービス「ゆうゆうバック」を行っております。
3. 当社は、日本デビットカード推進協議会に加盟し、加盟企業・加盟金融機関等と提携することにより、デビットカードの取扱いを行っております。
4. 当社は、株式会社イーネットと提携し、共同ATM運営事業に参加することにより、提携しているコンビニエンス・ストア等において現金自動設備による現金自動引出し、自動預入れ及び振り込みのサービスを行っております。
5. 当社は、平成17年3月末日現在、44の金融機関・事業会社と代理店契約を締結し、お客様に対して信託サービスを行っております。
6. 当社グループは、大和証券グループとの間で以下の業務提携を行っております。
  - (1) 当社は、大和証券株式会社を委託証券会社とし、証券仲介業を行っております。
  - (2) 当社及びすみしん不動産株式会社は、大和プロパティ株式会社との間で不動産業務提携契約を締結しております。
  - (3) 当社は、大和証券株式会社及び大和証券エスエムビーシー株式会社との間で代理店契約を締結し、お客様に対して信託サービスを行っております。

### 3. 取締役及び監査役

(年度末現在)

| 地 位               | 氏 名     | 担 当 又 は 主 な 職 業                                                                     |
|-------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| * 取締役会長           | 村 上 仁 志 |                                                                                     |
| * 取締役社長           | 高 橋 温   | 業務監査部統轄                                                                             |
| * 取締役(副社長執行役員を兼務) | 森 田 豊   | 顧客グループ統括<br>本店総括部、管理部、総務部統轄                                                         |
| * 取締役(専務執行役員を兼務)  | 幡 部 高 昭 | 受託事業部門長<br>証券業務部、投資企画部、総合運用部、株式運用部、<br>債券運用部、パッシブ・クオンツ運用部、<br>投資顧問部、公的資金運用部、年金運用部所管 |
| * 取締役(専務執行役員を兼務)  | 櫻 井 俊 治 | 業務管理部統轄<br>ホールセール事業部門副部門長兼リテール事業部門副部門長<br>審査第一部、審査第二部、調査部、事務推進部所管                   |
| * 取締役(専務執行役員を兼務)  | 宮 川 和 雄 | 業務部統轄<br>リテール事業部門長<br>リテール企画推進部所管<br>首都圏、近畿圏担当                                      |
| * 取締役(専務執行役員を兼務)  | 荒 木 二 郎 | ホールセール事業部門長兼リテール事業部門副部門長<br>ホールセール企画部、事業金融部、資産金融部所管<br>首都圏、地方圏担当                    |
| * 取締役(専務執行役員を兼務)  | 藤 井 豪 夫 | 企画部、人事部、法務部、リスク統括部統轄                                                                |
| * 取締役(専務執行役員を兼務)  | 渋谷 正 雄  | 不動産事業部門長<br>不動産業務部、不動産管理部、不動産情報開発部、<br>不動産営業部、本店不動産営業部、<br>不動産投資顧問部所管               |
| * 取締役(専務執行役員を兼務)  | 井 上 育 穂 | ホールセール事業部門副部門長兼リテール事業部門副部門長<br>近畿圏担当                                                |
| 取締役(常務執行役員を兼務)    | 青 山 行 男 | マーケット資金事業部門長兼ホールセール事業部門副部門長<br>総合資金部、市場金融部、市場事務部、<br>クレジット投資業務部所管                   |
| 常任監査役(常勤)         | 田 辺 榮 一 |                                                                                     |
| 監査役(常勤)           | 鈴木 優    |                                                                                     |
| 監査役(常勤)           | 高 村 幸 一 |                                                                                     |
| 監査役               | 廣 江 恒 夫 |                                                                                     |
| 監査役               | 前 田 庸   | 学習院大学名誉教授<br>株式会社東京証券取引所取締役<br>社団法人東京銀行協会監事                                         |

- (注) 1. \*を付した取締役は、代表取締役であります。
2. 監査役 高村幸一、廣江恒夫及び前田 庸は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 当社は、事業部制を導入しており、各事業部門の主な業務内容は次のとおりであります。
- ・リテール事業部門 - 個人のお客様との受与信取引をはじめ各種金融サービスの提供業務
  - ・ホールセール事業部門 - 法人のお客様との受与信取引をはじめ各種金融サービスの提供業務
  - ・マーケット資金事業部門 - インターバンク・マーケットでの資金証券業務
  - ・受託事業部門 - 投資マネージ業務、証券管理業務、年金信託業務
  - ・不動産事業部門 - 不動産仲介業務、不動産証券化業務、不動産投資顧問業務、不動産管理業務
- なお、リテール事業部門とホールセール事業部門を括り、顧客グループを設置しております。

4. 平成17年4月1日付をもって、取締役の担当を一部次のとおり変更いたしました。

(\*を付した取締役は、代表取締役であります。)

|                       |         |                                                                                    |
|-----------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| *取 締 役<br>(専務執行役員を兼務) | 幡 部 高 昭 | 受託事業部門長<br>受託資産企画部、受託監理部、総合運用部、受託資産運用部、<br>年金運用部、株式運用部、債券運用部、<br>パッシブ・クオンツ運用部所管    |
| *取 締 役<br>(専務執行役員を兼務) | 櫻 井 俊 治 | 業務管理部統轄<br>ホールセール事業部門副部門長兼リテール事業部門副部門長<br>審査部、調査部、事務システム推進部所管                      |
| *取 締 役<br>(専務執行役員を兼務) | 渋谷 正 雄  | 不動産事業部門長<br>不動産業務部、不動産管理部、不動産情報開発部、<br>不動産コンサルティング部、不動産営業部、本店不動産営業部、<br>不動産投資顧問部所管 |
| 取 締 役<br>(常務執行役員を兼務)  | 青 山 行 男 | マーケット資金事業部門長兼ホールセール事業部門副部門長<br>総合資金部、マーケットメイク部、市場金融部、市場事務部、<br>クレジット投資業務部所管        |

5. 当社では、環境の変化に対応した経営の意思決定・戦略の遂行・リスク管理を迅速に行うため、執行役員制度を導入しております。平成17年4月1日現在の取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は、次のとおりであります。

| 地 位         | 氏 名     | 担 当 又 は 主 な 職 業                                                                   |
|-------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 常 務 執 行 役 員 | 中 井 正 彦 | リテール事業部門副部門長<br>ローン推進部、プライベートバンキング部、<br>ライフプランニング部、ダイレクトバンキング部所管<br>首都圏、近畿圏、地方圏担当 |
| 常 務 執 行 役 員 | 井 上 政 清 | ホールセール事業部門副部門長兼リテール事業部門副部門長<br>首都圏、地方圏担当                                          |
| 常 務 執 行 役 員 | 大 塚 明 生 | 受託事業部門副部門長<br>受託業務推進部、年金信託部、年金営業部、<br>年金コンサルティング部所管                               |
| 常 務 執 行 役 員 | 向 原 潔   | ホールセール事業部門副部門長<br>ホールセール事務推進部、証券代行部所管                                             |
| 執 行 役 員     | 窪 田 香 苗 | 日本トラスティ情報システム株式会社へ出向                                                              |
| 執 行 役 員     | 新 開 隆 司 | 福岡支店長                                                                             |
| 執 行 役 員     | 田 上 善 吾 | 京都支店長                                                                             |
| 執 行 役 員     | 奥 野 博 章 | 業務管理部長                                                                            |
| 執 行 役 員     | 杉 田 光 彦 | 東京営業第一部長                                                                          |
| 執 行 役 員     | 安 藤 友 章 | 名古屋地区統括支配人兼名古屋支店長                                                                 |
| 執 行 役 員     | 千 田 正   | 不動産業務部長                                                                           |
| 執 行 役 員     | 深 澤 隆   | 本店支配人(東京)                                                                         |
| 執 行 役 員     | 涌 田 暢 之 | 本店営業第一部長                                                                          |
| 執 行 役 員     | 野 口 裕 史 | 総務部長                                                                              |
| 執 行 役 員     | 浅 井 英 彦 | 米州地区統括支配人兼ニューヨーク支店長                                                               |
| 執 行 役 員     | 常 陰 均   | 企画部長                                                                              |
| 執 行 役 員     | 中 林 義 雄 | 本店営業部長                                                                            |

(当年度中に退任した取締役及び監査役)

| 地 位               | 氏 名     | 退 任 日             |
|-------------------|---------|-------------------|
| 取 締 役 (専務執行役員を兼務) | 田 辺 榮 一 | 平成16年 6 月29日 任期满了 |
| 取 締 役 (常務執行役員を兼務) | 屋 代 榮   | 平成16年 6 月29日 任期满了 |
| 取 締 役 (常務執行役員を兼務) | 中 村 隆 司 | 平成16年 6 月29日 任期满了 |
| 常 任 監 査 役 (常勤)    | 友 田 滋   | 平成16年 6 月29日 任期满了 |
| 監 査 役 (常勤)        | 大 島 司   | 平成16年 6 月29日 任期满了 |

#### 4. 新株予約権の状況

〔現に発行している新株予約権〕

平成14年 6 月27日の第131期定時株主総会における発行決議に基づく新株予約権

|                              |            |
|------------------------------|------------|
| 新株予約権の数                      | 2,433個     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類             | 普通株式       |
| 新株予約権の目的となる株式の数              | 2,433,000株 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額 | 1 株当たり656円 |

(注) 失権している新株予約権の数 3 個と新株予約権の目的となる株式の数 3 千株が含まれております。

平成15年 6 月27日の第132期定時株主総会における発行決議に基づく新株予約権

|                              |            |
|------------------------------|------------|
| 新株予約権の数                      | 1,186個     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類             | 普通株式       |
| 新株予約権の目的となる株式の数              | 1,186,000株 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額 | 1 株当たり415円 |

(注) 失権している新株予約権の数 1 個と新株予約権の目的となる株式の数 1 千株が含まれております。

## 5. 会計監査人に対する報酬等

(単位：百万円)

|                                    |  |     |
|------------------------------------|--|-----|
| 当社、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額 |  | 234 |
| うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額         |  | 98  |
| うち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額           |  | 70  |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と「証券取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、 の金額には当社が支払うこれらの合計額を記載しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

平成 17 年 3 月 31 日 現在

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額        | 科 目                        | 金 額        |
|-------------------------|------------|----------------------------|------------|
| (資 産 の 部)               |            | (負 債 の 部)                  |            |
| 現 金 預 け 金               | 432,183    | 預 金                        | 9,130,196  |
| コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形 | 85,255     | 譲 渡 性 預 金                  | 1,487,025  |
| 買 入 金 銭 債 権             | 219,782    | コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形    | 301,937    |
| 特 定 取 引 資 産             | 282,812    | 売 現 先 勘 定                  | 936,658    |
| 金 銭 の 信 託               | 2,000      | 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金      | 53,507     |
| 有 価 証 券                 | 4,587,489  | 特 定 取 引 負 債                | 51,817     |
| 貸 出 金                   | 9,013,920  | 借 用 金                      | 160,608    |
| 外 国 為 替                 | 7,397      | 外 国 為 替                    | 903        |
| そ の 他 資 産               | 790,045    | 社 債                        | 388,100    |
| 動 産 不 動 産               | 106,826    | 信 託 勘 定 借                  | 1,473,736  |
| 繰 延 税 金 資 産             | 80,327     | そ の 他 負 債                  | 515,675    |
| 支 払 承 諾 見 返             | 399,099    | 賞 与 引 当 金                  | 4,371      |
| 貸 倒 引 当 金               | 80,806     | 退 職 給 付 引 当 金              | 2,551      |
| 投 資 損 失 引 当 金           | 17,958     | 繰 延 税 金 負 債                | 40         |
|                         |            | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債    | 6,613      |
|                         |            | 連 結 調 整 勘 定                | 553        |
|                         |            | 支 払 承 諾                    | 399,099    |
|                         |            | 負 債 の 部 合 計                | 14,913,397 |
|                         |            | (少数株主持分)                   |            |
|                         |            | 少 数 株 主 持 分                | 85,250     |
|                         |            | (資 本 の 部)                  |            |
|                         |            | 資 本 金                      | 287,053    |
|                         |            | 資 本 剰 余 金                  | 240,472    |
|                         |            | 利 益 剰 余 金                  | 279,966    |
|                         |            | 土 地 再 評 価 差 額 金            | 3,551      |
|                         |            | 株 式 等 評 価 差 額 金            | 116,628    |
|                         |            | 為 替 換 算 調 整 勘 定            | 6,376      |
|                         |            | 自 己 株 式                    | 4,466      |
|                         |            | 資 本 の 部 合 計                | 909,726    |
| 資 産 の 部 合 計             | 15,908,374 | 負債、少数株主持分及び<br>資 本 の 部 合 計 | 15,908,374 |

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算日前 1 カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式以外の時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
5. 当社の動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |          |
|-----|----------|
| 建 物 | 3 年～60 年 |
| 動 産 | 2 年～20 年 |
- 連結される子会社及び子法人等の動産不動産については、主として定率法により償却しております。
6. 自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として 5 年）に基づく定額法により償却しております。
7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。
8. 当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
9. 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 破綻懸念先及び下記21.の貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることが出来るものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等、債権の発生当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は74,881百万円であります。

10. 当社の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

|             |                                              |
|-------------|----------------------------------------------|
| 過 去 勤 務 債 務 | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理 |
|-------------|----------------------------------------------|

|          |                                                                             |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------|

なお、会計基準変更時差異（17,503百万円）については、主として5年による按分額を費用処理しております。また、従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額（以下「未認識年金資産」という）は「退職給付に係る会計基準注解」（注1）1により資産及び利益として認識しておりませんでした。平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」（企業会計審議会平成10年6月16日）の一部が改正され、早期適用により平成17年3月31日に終了する連結会計年度に係る連結計算書類についても未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日）を適用し、当連結会計年度から未認識年金資産を数理計算上の差異として費用の減額処理の対象としております。これにより前払年金費用が2,944百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益が各々同額増加しております。

13. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は140,328百万円、繰延ヘッジ利益は133,020百万円であります。

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、個別取引毎の繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

15. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

16. 動産不動産の減価償却累計額 100,991百万円

17. 動産不動産の圧縮記帳額 28,919百万円

18. 連結貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部等については、リース契約により使用しております。

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,975百万円、延滞債権額は94,085百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は188百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は69,878百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は167,128百万円であります。

なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,069百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特 定 取 引 資 産 138,988百万円

有 価 証 券 1,627,287百万円

貸 出 金 165,652百万円

担保資産に対応する債務

預 金 18,014百万円

コールマネー及び売渡手形 291,200百万円

売 現 先 勘 定 936,658百万円

債券貸借取引受入担保金 53,507百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券302,418百万円、その他資産88百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は18,555百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,813百万円、デリバティブ取引の差入担保金は9,793百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は902百万円であります。

25. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は160,151百万円、繰延ヘッジ利益の総額は173,761百万円であります。
26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は10,358百万円であります。

27. その他資産には、過去に海外市場で行ったレガ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所長宛審査請求を行いましたが、平成17年2月22日付で請求棄却の判決を受けたことから、同年3月31日付にて東京地方裁判所に訴訟を提起しております。
28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金138,500百万円が含まれております。
29. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
30. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,001,548百万円、貸付信託1,086,639百万円であります。
31. 1株当たりの純資産額 545円98銭
32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、コマーシャル・ペーパー及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。以下35.まで同様であります。

売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額 235,181百万円

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 49百万円

満期保有目的の債券で時価のあるもの

|      | 連 結 貸 借<br>対照表計上額 | 時 価        | 差 額      | う ち 益    | う ち 損 |
|------|-------------------|------------|----------|----------|-------|
| 国債   | 427,552百万円        | 431,004百万円 | 3,452百万円 | 3,452百万円 | 0百万円  |
| 地方債  | —                 | —          | —        | —        | —     |
| 短期社債 | —                 | —          | —        | —        | —     |
| 社債   | 389,888           | 390,982    | 1,094    | 1,098    | 4     |
| その他  | 5,195             | 5,345      | 150      | 151      | 1     |
| 合計   | 822,635           | 827,333    | 4,697    | 4,702    | 5     |

その他有価証券で時価のあるもの

|      | 取 得 原 価    | 連 結 貸 借<br>対照表計上額 | 評 価 差 額    | う ち 益      | う ち 損     |
|------|------------|-------------------|------------|------------|-----------|
| 株式   | 440,249百万円 | 633,385百万円        | 193,135百万円 | 206,286百万円 | 13,150百万円 |
| 債券   | 957,192    | 960,515           | 3,322      | 3,667      | 345       |
| 国債   | 609,039    | 610,900           | 1,860      | 1,977      | 116       |
| 地方債  | 60,067     | 60,486            | 418        | 612        | 194       |
| 短期社債 | —          | —                 | —          | —          | —         |
| 社債   | 288,085    | 289,128           | 1,043      | 1,078      | 34        |
| その他  | 1,718,243  | 1,714,789         | 3,453      | 11,294     | 14,748    |
| 合計   | 3,115,685  | 3,308,690         | 193,005    | 221,249    | 28,244    |

なお、上記の評価差額から繰延税金負債78,274百万円を差し引いた額114,730百万円のうち少数株主持分相当額41百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額2,028百万円を加算した額116,717百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について12百万円減損処理を行っております。減損処理において、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。

33. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

| 売却額          | 売却益       | 売却損       |
|--------------|-----------|-----------|
| 9,436,316百万円 | 62,328百万円 | 34,320百万円 |

34. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

| 内 容     | 連結貸借対照表計上額 |
|---------|------------|
| その他有価証券 |            |
| 非上場債券   | 181,960百万円 |
| 非上場外国証券 | 168,219百万円 |
| 非上場株式   | 95,767百万円  |

35. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

|      | 1 年以内       | 1 年超 5 年以内    | 5 年超10年以内   | 10年超       |
|------|-------------|---------------|-------------|------------|
| 債券   | 273,958 百万円 | 1,090,331 百万円 | 569,224 百万円 | 26,401 百万円 |
| 国債   | 60,239      | 496,464       | 456,501     | 25,247     |
| 地方債  | 1,168       | 29,677        | 29,640      | —          |
| 短期社債 | —           | —             | —           | —          |
| 社債   | 212,550     | 564,189       | 83,083      | 1,154      |
| その他  | 103,737     | 598,709       | 740,255     | 337,636    |
| 合計   | 377,695     | 1,689,041     | 1,309,479   | 364,038    |

36. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

その他の金銭の信託

|            |          |
|------------|----------|
| 取得原価       | 2,000百万円 |
| 連結貸借対照表計上額 | 2,000百万円 |
| 評価差額       | - 百万円    |

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,488,660百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,079,827百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の中には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

|               |            |
|---------------|------------|
| 退職給付債務        | 198,046百万円 |
| 年金資産（時価）      | 228,851    |
| 未積立退職給付債務     | 30,805     |
| 未認識数理計算上の差異   | 32,354     |
| 未認識過去勤務債務     | 1,739      |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | 64,898     |
| うち前払年金費用      | 67,450     |
| 退職給付引当金       | 2,551      |

39. 信託報酬及び再信託報酬については、従来、信託計算期間終了時に収益及び費用として計上しておりましたが、昨今の情報開示制度の拡充を踏まえ、期間損益計算の一層の適正化を図るため、当連結会計年度より、信託報酬のうち日々の受託資産残高を基礎として計算される信託報酬及び再信託報酬について、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常収益は230百万円、経常費用は72百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は158百万円各々増加しております。

40. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）が平成16年4月1日以後開始する連結会計年度から適用することを認めることとされたことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は106百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

41. 従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」中のその他の資産に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成16年6月9日法律第97号）により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当連結会計年度から「有価証券」中のその他の証券に含めて表示しております。

42. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(単位：百万円)

| 科 目 |                                 | 金       | 額       |
|-----|---------------------------------|---------|---------|
| 経   | 常 収 益                           |         | 500,949 |
|     | 信託 報 酬                          | 71,316  |         |
|     | 資 金 運 用 収 益                     | 238,698 |         |
|     | 貸 金 出 金 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息     | 120,203 |         |
|     | 有 価 証 券 利 息 取 引 受 入 利 息         | 97,186  |         |
|     | コ ー ル ロ ー ン 借 け 他 の 取 引 受 入 利 息 | 739     |         |
|     | 債 券 の 他 の 取 引 受 入 利 息           | 0       |         |
|     | 預 そ の 役 特 そ の 常 金 調 達 用 息       | 4,177   |         |
|     | 讓 渡 性 預 金 利 息                   | 16,389  |         |
|     | コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息 | 88,466  |         |
|     | 売 債 借 取 引 支 払 利 息               | 4,239   |         |
|     | 借 用 債 権 付 社 債 利 息               | 46,861  |         |
|     | 社 株 の 役 特 そ の 常 金 調 達 用 息       | 51,367  |         |
|     | 新 株 の 役 特 そ の 常 金 調 達 用 息       |         | 366,788 |
|     | 所 得 税 等 経 常 費 用                 | 89,684  |         |
|     | 法 人 税 等 経 常 費 用                 | 33,003  |         |
|     | 地 方 税 等 経 常 費 用                 | 803     |         |
|     | 社 債 利 息                         | 108     |         |
|     | 株 主 配 当 金 利 息                   | 20,034  |         |
|     | 当 期 純 利 益                       | 3,100   |         |
|     | 前 期 繰 越 純 利 益                   | 3,069   |         |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   | 6,161   |         |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   | 0       |         |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   | 23,403  |         |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   | 20,996  |         |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   | 72      |         |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   | 51,008  |         |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   | 138,239 |         |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   | 66,787  |         |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   | 66,787  |         |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   |         | 134,161 |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   |         | 28,563  |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   | 8       |         |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   | 5,087   |         |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   | 23,466  |         |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   |         | 4,869   |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   | 1,102   |         |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   | 106     |         |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   | 3,659   |         |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   |         | 157,854 |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   |         | 1,981   |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   |         | 56,216  |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   |         | 2,791   |
|     | 当 期 繰 越 純 利 益                   |         | 96,865  |

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益金額 59円86銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 58円07銭
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。  
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
5. 「その他の特別利益」は、貸倒引当金戻入益17,849百万円及び連結される子会社及び子法人等並びに持分法適用の関連法人等に対する実質持分の変動に伴う利益5,617百万円であります。
6. 「その他の特別損失」は、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額であります。
7. 「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年3月法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第12号）に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。
8. 従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの営業により獲得した利益の持分相当額については、「資金運用収益」中の「その他の受入利息」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成16年6月9日法律第97号）により当該組合の出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当連結会計年度から「資金運用収益」中の「有価証券利息配当金」に含めて表示しております。
9. 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 19社

主要な会社名

すみしん不動産株式会社

住信アセットマネジメント株式会社

Sumitomo Trust and Banking Co.(U.S.A.)

The Sumitomo Trust Finance(H.K.) Ltd.

なお、すみしんライフカード株式会社及びSTB Consulting (China) Co.,Ltd. は、設立により当連結会計年度から連結しております。

また、STB Cayman Capital Limitedは清算しております。

非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 9社

主要な会社名

住信リース株式会社

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

ビジネススト株式会社

なお、日本機械リース販売株式会社ほか3社は持分の増加等により、当連結会計年度から持分法の対象としております。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

宝栄興産株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、次のとおりであります。

8月末日 1社

12月末日 5社

1月末日 1社

3月末日 12社

8月末日を決算日とする連結される子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

### (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

### (5) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性に乏しいものについては、発生会計年度に全額償却しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成17年 5 月18日

住友信託銀行株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 河 合 利 治 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 白 川 芳 樹 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 加奈子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、住友信託銀行株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第134期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い住友信託銀行株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

また、連結貸借対照表の注記12、39及び40に記載のとおり、会社は当営業年度に退職給付引当金、信託報酬及び再信託報酬、固定資産の減損に関する会計方針を変更した。変更の内容及び理由は以下に記載するとおりであり、それぞれ相当と認める。

従来、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額（以下「未認識年金資産」という）は資産及び利益として認識していなかったが、当連結会計年度から未認識年金資産を資産及び利益として認識する方法に変更し、数理計算上の差異として費用の減額処理の対象としている。この変更は、平成17年3月16日付「退職給付に係る会計基準」（企業会計審議会平成10年6月16日）の一部改正及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日）が平成17年3月31日に終了する連結会計年度に係る連結計算書類から適用できることとなったことに伴うものである。

信託報酬及び再信託報酬については、従来、信託計算期間終了時に収益及び費用として計上していたが、当連結会計年度から信託報酬のうち日々の受託資産残高を基礎として計算されるものについて、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更した。この変更は、昨今の情報開示制度の拡充を踏まえ、期間損益計算の一層の適正化を図るために行ったものである。

当連結会計年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）が平成16年4月1日以後開始する連結会計年度から適用できることとなったことに伴うものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第134期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告を聴取し、監査いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成17年5月20日

住友信託銀行株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 田 辺 榮 一 (印)

監 査 役(常勤) 鈴 木 優 (印)

監 査 役(常勤) 高 村 幸 一 (印)

監 査 役 廣 江 恒 夫 (印)

監 査 役 前 田 庸 (印)

(注) 監査役高村幸一、監査役廣江恒夫及び監査役前田 庸は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

平成 17 年 3 月 31 日現在

|    |  |
|----|--|
| 金額 |  |
|----|--|

(35)

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式以外の時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
5. 動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～60年 |
| 動 産 | 2年～20年 |
6. 自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。
8. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 破綻懸念先及び下記24.の貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は72,303百万円であります。
10. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する

額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

|          |                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------------|
| 過去勤務債務   | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理                |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理 |

なお、会計基準変更時差異（17,094百万円）については、5年による按分額を費用処理しております。

また、従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額（以下「未認識年金資産」という）は「退職給付に係る会計基準注解」（注1）1により資産及び利益として認識しておりませんが、平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」（企業会計審議会平成10年6月16日）の一部が改正され、早期適用により平成17年3月31日に終了する事業年度に係る計算書類についても未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日）を適用し、当期から未認識年金資産を数理計算上の差異として費用の減額処理の対象としております。これにより前払年金費用が2,944百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益が各々同額増加しております。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は140,328百万円、繰延ヘッジ利益は133,020百万円であります。

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力バー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行

っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

15. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 16. 子会社の株式総額      | 30,508百万円  |
| 17. 子会社に対する金銭債権総額 | 41,839百万円  |
| 18. 子会社に対する金銭債務総額 | 331,324百万円 |
| 19. 動産不動産の減価償却累計額 | 93,371百万円  |
| 20. 動産不動産の圧縮記帳額   | 28,506百万円  |

21. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部等については、リース契約により使用しております。  
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,906百万円、延滞債権額は93,099百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権は173百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は69,878百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は166,056百万円であります。  
なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,069百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

|             |              |
|-------------|--------------|
| 特 定 取 引 資 産 | 138,988百万円   |
| 有 価 証 券     | 1,627,287百万円 |
| 貸 出 金       | 165,652百万円   |

担保資産に対応する債務

|             |            |
|-------------|------------|
| 預 金         | 18,014百万円  |
| 売 現 先 勘 定   | 936,658百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 53,507百万円  |
| 売 渡 手 形     | 291,200百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券301,866百万円、その他の資産88百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうちデリバティブ取引の差入担保金は9,793百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は902百万円であります。

28. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は159,973百万円、繰延ヘッジ利益の総額は173,569百万円であります。

29. 土地の再評価に関する法律（平成10年 3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年 3月31日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年 3月31日公布 政令第119号）第 2 条第 1 号に定める標準地の公示価格及び同条第 4 号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 10,358百万円

30. その他の資産には、過去に海外市場で行ったレボ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所長宛審査請求を行いました。平成17年 2月22日付で請求棄却の判決を受けたことから、同年 3月31日付にて東京地方裁判所に訴訟を提起しております。

31. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金448,900百万円が含まれております。

32. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

33. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,001,548百万円、貸付信託1,086,639百万円であります。

34. 1株当たりの純資産額 541円95銭

35. 商法施行規則第124条第 3 号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は129,507百万円であります。

36. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中のコマーシャル・ペーパー及び短期社債、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。以下39.まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額 235,181百万円

当期の損益に含まれた評価差額 49百万円

満期保有目的の債券で時価のあるもの

|      | 貸借対照表<br>計上額 | 時 価        | 差 額      | う ち 益    | う ち 損 |
|------|--------------|------------|----------|----------|-------|
| 国債   | 427,211百万円   | 430,662百万円 | 3,451百万円 | 3,451百万円 | —百万円  |
| 地方債  | —            | —          | —        | —        | —     |
| 短期社債 | —            | —          | —        | —        | —     |
| 社債   | 389,888      | 390,982    | 1,094    | 1,098    | 4     |
| その他  | —            | —          | —        | —        | —     |
| 合計   | 817,100      | 821,645    | 4,545    | 4,549    | 4     |

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

|            | 貸借対照表計上額 | 時 価   | 差 額   |
|------------|----------|-------|-------|
| 子会社・子法人等株式 | —百万円     | —百万円  | —百万円  |
| 関連法人等株式    | 725      | 2,166 | 1,440 |
| 合計         | 725      | 2,166 | 1,440 |

その他有価証券で時価のあるもの

|      | 取得原価       | 貸借対照表<br>計上額 | 評価差額       | うち 益       | うち 損      |
|------|------------|--------------|------------|------------|-----------|
| 株式   | 440,240百万円 | 633,216百万円   | 192,975百万円 | 206,126百万円 | 13,150百万円 |
| 債券   | 957,192    | 960,515      | 3,322      | 3,667      | 345       |
| 国債   | 609,039    | 610,900      | 1,860      | 1,977      | 116       |
| 地方債  | 60,067     | 60,486       | 418        | 612        | 194       |
| 短期社債 | —          | —            | —          | —          | —         |
| 社債   | 288,085    | 289,128      | 1,043      | 1,078      | 34        |
| その他  | 1,700,257  | 1,696,629    | 3,628      | 10,978     | 14,607    |
| 合計   | 3,097,691  | 3,290,360    | 192,669    | 220,772    | 28,103    |

なお、上記の評価差額から繰延税金負債78,243百万円を差し引いた額114,426百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。当期において、その他有価証券で時価のある株式について12百万円減損処理を行っております。減損処理において、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。

37. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

| 売却額          | 売却益       | 売却損       |
|--------------|-----------|-----------|
| 9,435,331百万円 | 61,903百万円 | 34,257百万円 |

38. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内 容                 | 貸借対照表計上額   |
|---------------------|------------|
| 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 |            |
| 子会社・子法人等株式          | 31,880百万円  |
| 関連法人等株式             | 20,229百万円  |
| その他有価証券             |            |
| 非上場債券               | 181,960百万円 |
| 非上場外国証券             | 168,216百万円 |
| 非上場株式               | 95,309百万円  |

39. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

|      | 1年以内       | 1年超5年以内      | 5年超10年以内   | 10年超      |
|------|------------|--------------|------------|-----------|
| 債券   | 273,932百万円 | 1,090,017百万円 | 569,224百万円 | 26,401百万円 |
| 国債   | 60,213     | 496,149      | 456,501    | 25,247    |
| 地方債  | 1,168      | 29,677       | 29,640     | —         |
| 短期社債 | —          | —            | —          | —         |
| 社債   | 212,550    | 564,189      | 83,083     | 1,154     |
| その他  | 100,918    | 590,243      | 731,027    | 335,125   |
| 合計   | 374,850    | 1,680,260    | 1,300,252  | 361,526   |

40. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

その他の金銭の信託

|          |          |
|----------|----------|
| 取得原価     | 2,000百万円 |
| 貸借対照表計上額 | 2,000百万円 |
| 評価差額     | —百万円     |

41. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,410,502百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任

意の時期に無条件で取消可能なものが6,001,669百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

42. 当期末における退職給付引当金及び前払年金費用並びに同引当金と相殺又は前払年金費用に加算されている退職給付信託における年金資産（未認識数理計算上の差異を除く）は、それぞれ以下のとおりであります。

|                                 | 退職一時金    | 厚生年金基金    | 適格退職年金   | 合 計       |
|---------------------------------|----------|-----------|----------|-----------|
| 退職給付引当金<br>(退職給付信託の年金資産控除前)     | 1,826百万円 | 23,525百万円 | 2,703百万円 | 28,055百万円 |
| 退職給付信託の年金資産<br>(未認識数理計算上の差異を除く) | 2,384    | 67,270    | 25,515   | 95,170    |
| 合計                              | 557      | 43,744    | 22,811   | 67,114    |
| うち退職給付引当金<br>(退職給付信託の年金資産控除後)   | 335      | —         | —        | 335       |
| 前払年金費用                          | 893      | 43,744    | 22,811   | 67,450    |

43. 信託報酬及び再信託報酬については、従来、信託計算期間終了時に収益及び費用として計上しておりましたが、昨今の情報開示制度の拡充を踏まえ、期間損益計算の一層の適正化を図るため、当期より、信託報酬のうち日々の受託資産残高を基礎として計算される信託報酬及び再信託報酬について、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常収益は230百万円、経常費用は72百万円、経常利益及び税引前当期純利益は158百万円各々増加しております。
44. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）が平成16年4月1日以後開始する事業年度から適用することを認めることとされたことに伴い、当期から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより税引前当期純利益は106百万円減少しております。
- なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。
45. 従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他の資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成16年6月9日法律第97号）により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当期から「その他の証券」に含めて表示しております。

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(単位：百万円)

| 目 科 |   |   |   | 金 額 |   |   |         |         |
|-----|---|---|---|-----|---|---|---------|---------|
| 経   | 信 | 常 | 託 | 収   | 報 | 益 | 71,316  | 478,474 |
|     | 資 | 金 | 出 | 金   | 用 | 利 | 238,477 |         |
|     |   | 一 | 証 | 利   | 息 | 配 | 120,298 |         |
|     |   | 券 | ル | 口   | 受 | ン | 97,012  |         |
|     |   | 利 | 貸 | 取   | 入 | 入 | 244     |         |
|     |   | の | 入 | 手   | 利 | 利 | 0       |         |
|     | 役 | 務 | け | ツ   | 受 | 入 | 0       |         |
|     | 特 | 入 | 他 | の   | 受 | 収 | 3,958   |         |
|     | そ | の | 取 | 引   | 等 | 数 | 14,928  |         |
|     | そ | 定 | 有 | 替   | 手 | 収 | 2,032   |         |
|     | 株 | の | 融 | の   | 務 | 収 | 72,405  |         |
|     | 金 | 国 | 他 | 価   | 商 | 収 | 775     |         |
|     | そ | 債 | 他 | 派   | 取 | 収 | 71,630  |         |
|     | 資 | の | 等 | 特   | 引 | 収 | 4,239   |         |
|     |   | 常 | 他 | 業   | 品 | 収 | 226     |         |
|     |   | 金 | の | 売   | 収 | 収 | 3,916   |         |
|     |   | 渡 | 式 | 常   | 却 | 収 | 96      |         |
|     |   | 一 | の | 託   | 却 | 収 | 46,858  |         |
|     |   | 券 | 錢 | 経   | 収 | 収 | 2,245   |         |
|     |   | の | の | 達   | 用 | 収 | 43,260  |         |
|     |   | 務 | 常 | 利   | 利 | 収 | 1,352   |         |
|     |   | 支 | 金 | 金   | 利 | 収 | 45,176  |         |
|     |   | の | マ | 先   | 利 | 収 | 18,642  |         |
|     |   | 取 | 取 | 引   | 支 | 収 | 71      |         |
|     |   | 他 | 手 | 形   | 利 | 収 | 26,461  |         |
|     |   | 取 | の | 支   | 利 | 収 | 91,547  | 357,886 |
|     |   | 他 | 有 | 等   | 利 | 収 | 32,366  |         |
|     |   | 等 | 業 | 手   | 支 | 収 | 803     |         |
|     |   | 派 | 債 | 務   | 利 | 収 | 104     |         |
|     |   | 業 | 他 | 証   | 利 | 収 | 20,034  |         |
|     |   | 他 | 等 | 券   | 利 | 収 | 3,100   |         |
|     |   | 出 | 利 | 売   | 利 | 収 | 3       |         |
|     |   | 式 | 他 | 品   | 利 | 収 | 9,149   |         |
|     |   | の | 等 | 債   | 利 | 収 | 2,582   |         |
|     |   | 常 | の | 償   | 利 | 収 | 23,402  |         |
|     |   | 別 | 利 | 常   | 利 | 収 | 34,236  |         |
|     |   | 産 | 損 | 益   | 利 | 収 | 333     |         |
|     |   | 却 | の | 分   | 利 | 収 | 33,903  |         |
|     |   | の | 動 | 立   | 利 | 収 | 72      |         |
|     |   | 前 | の | 分   | 利 | 収 | 72      |         |
|     |   | 住 | 期 | 利   | 利 | 収 | 50,972  |         |
|     |   | 税 | 及 | 取   | 利 | 収 | 33,491  |         |
|     |   | 繰 | 調 | 別   | 利 | 収 | 17,480  |         |
|     |   | 式 | 金 | 業   | 利 | 収 | 115,260 |         |
|     |   | 未 | 分 | 整   | 利 | 収 | 65,797  |         |
|     |   |   |   | 差   | 利 | 収 | 9,583   |         |
|     |   |   |   | 利   | 利 | 収 | 765     |         |
|     |   |   |   | 取   | 利 | 収 | 4,254   |         |
|     |   |   |   | 差   | 利 | 収 | 51,193  |         |
|     |   |   |   | 利   | 利 | 収 | 8       |         |
|     |   |   |   | 取   | 利 | 収 | 5,086   |         |
|     |   |   |   | 差   | 利 | 収 | 19,117  |         |
|     |   |   |   | 利   | 利 | 収 | 1,033   |         |
|     |   |   |   | 取   | 利 | 収 | 106     |         |
|     |   |   |   | 差   | 利 | 収 | 3,659   |         |
|     |   |   |   | 利   | 利 | 収 | 140,000 |         |
|     |   |   |   | 取   | 利 | 収 | 85      |         |
|     |   |   |   | 差   | 利 | 収 | 55,214  |         |
|     |   |   |   | 利   | 利 | 収 | 84,700  |         |
|     |   |   |   | 取   | 利 | 収 | 5,708   |         |
|     |   |   |   | 差   | 利 | 収 | 314     |         |
|     |   |   |   | 利   | 利 | 収 | 7       |         |
|     |   |   |   | 取   | 利 | 収 | 90,715  |         |

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 3,520百万円  
子会社との取引による費用総額 27,710百万円
3. 1株当たり当期純利益金額 52円34銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 50円77銭
5. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。  
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
6. 「その他の特別利益」は、貸倒引当金戻入益であります。
7. 「その他の特別損失」は、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額であります。
8. 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当期から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。
9. 従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの営業により獲得した利益の持分相当額については、「資金運用収益」中の「その他の受入利息」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該組合の出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当期から「資金運用収益」中の「有価証券利息配当金」に含めて表示しております。

第134期利益処分計算書案

(単位：円)

| 科 目                         | 金 額            |
|-----------------------------|----------------|
| 当 期 未 処 分 利 益               | 90,715,313,075 |
| 任 意 積 立 金 取 崩 額             | 2,105,060      |
| 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 取 崩 額   | 2,105,060      |
| 計                           | 90,717,418,135 |
| 利 益 処 分 額                   | 80,062,868,944 |
| 普 通 株 式 配 当 金<br>(1株につき12円) | 19,992,868,944 |
| 役 員 賞 与 金                   | 70,000,000     |
| 取 締 役 賞 与 金                 | 70,000,000     |
| 任 意 積 立 金                   | 60,000,000,000 |
| 別 途 準 備 金                   | 60,000,000,000 |
| 次 期 繰 越 利 益                 | 10,654,549,191 |

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成17年 5 月13日

住友信託銀行株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 河 合 利 治 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 白 川 芳 樹 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 加奈子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、住友信託銀行株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第134期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分計算書案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 貸借対照表の注記12、43及び44に記載のとおり、会社は当営業年度に退職給付引当金、信託報酬及び再信託報酬、固定資産の減損に関する会計方針を変更した。変更の内容及び理由は以下に記載するのとおりであり、それぞれ相当と認める。

従来、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額（以下「未認識年金資産」という）は資産及び利益として認識していなかったが、当期から未認識年金資産を資産及び利益として認識する方法に変更し、数理計算上の差異として費用の減額処理の対象としている。この変更は、平成17年3月16日付「退職給付に係る会計基準」（企業会計審議会平成10年6月16日）の一部改正及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日）が平成17年3月31日に終了する事業年度に係る計算書類から適用できることとなったことに伴うものである。

信託報酬及び再信託報酬については、従来、信託計算期間終了時に収益及び費用として計上していたが、当期から信託報酬のうち日々の受託資産残高を基礎として計算されるものについて、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更した。この変更は、昨今の情報開示制度の拡充を踏まえ、期間損益計算の一層の適正化を図るために行ったものである。

当期から固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）が平成16年4月1日以後開始する事業年度から適用できることとなったことに伴うものである。

- (3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分計算書案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第134期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況（法令遵守体制及びリスク管理体制等の内部統制システムを含む）を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、随時本店及び支店において業務の状況の実地調査を行い、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から監査に関する報告を聴取し、かつ計算書類及び附属明細書について検討いたしました。取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の財産上の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分計算書案は、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の財産上の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

- (6) 内部統制システムに関する取締役の職務遂行については、指摘すべき事項は認められません。

平成17年5月20日

住友信託銀行株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 田 辺 榮 一 (印)

監 査 役(常勤) 鈴 木 優 (印)

監 査 役(常勤) 高 村 幸 一 (印)

監 査 役 廣 江 恒 夫 (印)

監 査 役 前 田 庸 (印)

(注) 監査役高村幸一、監査役廣江恒夫及び監査役前田 庸は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

ご 参 考

第 134 期 末 信 託 財 産 残 高 表

平成 17 年 3 月 31 日 現在

(単位：百万円)

| 資 産             |  |  |  | 金 額        | 負 債                     |  |  |  | 金 額        |
|-----------------|--|--|--|------------|-------------------------|--|--|--|------------|
| 貸 出 金           |  |  |  | 912,294    | 金 銭 信 託                 |  |  |  | 17,256,145 |
| 証 書 貸 付         |  |  |  | 908,564    | 年 金 信 託                 |  |  |  | 4,980,875  |
| 有 価 証 券         |  |  |  | 3,730      | 財 産 形 成 給 付 信 託         |  |  |  | 10,806     |
| 国 債             |  |  |  | 6,717,120  | 貸 付 信 託                 |  |  |  | 1,043,955  |
| 地 方 債           |  |  |  | 2,786,244  | 投 資 信 託                 |  |  |  | 8,547,273  |
| 社 債             |  |  |  | 198,952    | 金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託 |  |  |  | 1,887,535  |
| 株 式             |  |  |  | 995,339    | 有 価 証 券 の 信 託           |  |  |  | 9,803,555  |
| 外 国 証 券         |  |  |  | 1,369,113  | 金 銭 債 権 の 信 託           |  |  |  | 3,861,212  |
| 信 託 受 益 権       |  |  |  | 1,367,469  | 動 産 の 信 託               |  |  |  | 2,299      |
| 金 銭 債 権         |  |  |  | 36,376,779 | 土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託 |  |  |  | 157,690    |
| 生 命 保 険 債 権     |  |  |  | 642        | 包 括 信 託                 |  |  |  | 5,094,159  |
| そ の 他 の 金 銭 債 権 |  |  |  | 4,126,756  |                         |  |  |  |            |
| 動 産 不 動 産       |  |  |  | 0          |                         |  |  |  |            |
| 不 動 産           |  |  |  | 4,126,756  |                         |  |  |  |            |
| そ の 他 の 債 権     |  |  |  | 2,708,770  |                         |  |  |  |            |
| 一 般 口 一         |  |  |  | 2,092      |                         |  |  |  |            |
| 銀 行 勘 定 貸 金     |  |  |  | 2,706,678  |                         |  |  |  |            |
| 現 金 預 け 金       |  |  |  | 95,454     |                         |  |  |  |            |
|                 |  |  |  | 500        |                         |  |  |  |            |
|                 |  |  |  | 1,473,736  |                         |  |  |  |            |
|                 |  |  |  | 233,455    |                         |  |  |  |            |
|                 |  |  |  | 233,455    |                         |  |  |  |            |
| 合 計             |  |  |  | 52,645,509 | 合 計                     |  |  |  | 52,645,509 |

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額36,313,703百万円を含んでおります。  
3. 共同信託他社管理財産 4,516,286百万円  
4. 元本補てん契約のある信託の貸出金735,925百万円のうち破綻先債権額は1,737百万円、延滞債権額は4,745百万円、3カ月以上延滞債権額は - 百万円、貸出条件緩和債権額は10,571百万円、以上合計額は17,054百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の内訳は次のとおりであります。

金 銭 信 託 (単位：百万円)

| 資 産     | 金 額       | 負 債           | 金 額       |
|---------|-----------|---------------|-----------|
| 貸 出 金   | 182,401   | 元 本           | 1,001,548 |
| 有 価 証 券 | 43,573    | 債 権 償 却 準 備 金 | 552       |
| そ の 他   | 777,094   | そ の 他         | 968       |
| 計       | 1,003,068 | 計             | 1,003,068 |

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 有価証券には、貸付信託受益証券43,521百万円を含んでおります。

貸 付 信 託 (単位：百万円)

| 資 産     | 金 額       | 負 債       | 金 額       |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 貸 出 金   | 553,524   | 元 本       | 1,086,639 |
| 有 価 証 券 | 40,124    | 特 別 留 保 金 | 5,781     |
| そ の 他   | 504,761   | そ の 他     | 5,989     |
| 計       | 1,098,410 | 計         | 1,098,410 |

- (注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 議決権の行使についての参考書類

### 1. 総株主の議決権の数

1,663,782個

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第134期利益処分計算書案承認の件

議案の内容は、前記44頁に記載のとおりであります。

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付け、業績に応じた株主利益還元策を実施することを基本方針とし、新たな成長に繋がる戦略投資による企業価値の増大の追求と合わせて、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。配当につきましては、業績や戦略的な投資の環境を総合的に判断したうえで、連結当期純利益に対する配当性向の当面の目途を20%以上とし、業績に連動した配当を実施させていただきます。

この配当方針に基づき、当期の普通株式の利益配当金につきましては、前期の利益配当金に比べ1株につき6円増配し、12円とさせていただきたいと存じます。

また、取締役賞与金につきましては、当期の業績などを勘案し70百万円とさせていただきたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

変更の内容及び理由は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 の 理 由                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発行株式総数)</p> <p>第5条 当会社の発行する株式の総数は<u>32億646万株</u>とし、このうち30億株は普通株式、<u>2億646万株</u>は優先株式とする。ただし、株式の消却または優先株式につき普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>                        | <p>(発行株式総数)</p> <p>第5条 当会社の発行する株式の総数は<u>31億2,500万株</u>とし、このうち30億株は普通株式、<u>1億2,500万株</u>は優先株式とする。ただし、株式の消却または優先株式につき普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>                                                                                                                                                           | <p>優先株式の普通株式への全額転換に伴い、所要の変更を行うものであります。</p>                                              |
| <p>(基準日)</p> <p>第7条 当会社は、毎営業年度末の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。<br/>前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> | <p>(基準日)</p> <p>第7条 当会社は、毎営業年度末までに発行された株式については、<u>同年度末日の最終の株主名簿</u>に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。<u>なお、営業年度末日の翌日から定時株主総会までに発行された株式については、当該株式発行時の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u><br/>前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> | <p>営業年度末日の翌日から定時株主総会までに新株発行等が行われた場合に、当該定時株主総会における当該株式の権利行使を可能とするため、所要の変更を行うものであります。</p> |
| <p>(議長)</p> <p>第11条 株主総会の議長は<u>取締役社長</u>がこれにあたる。<br/><u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。</p>                                                         | <p>(議長)</p> <p>第11条 株主総会の議長は<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれにあたる。<br/><u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。</p>                                                                                                                                                                                  | <p>機動的に株主総会の議長を選任できるようにするため、所要の変更を行うものであります。</p>                                        |
| <p>(員数)</p> <p>第15条 当会社に取り締役<u>20名以内</u>を置く。</p>                                                                                                                           | <p>(員数)</p> <p>第15条 当会社に取り締役<u>15名以内</u>を置く。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>迅速な意思決定を行うため、所要の変更を行うものであります。</p>                                                    |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 の 理 由                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(取締役会)<br/>第17条 当会社の取締役全員をもって取締役会を組織する。<br/>取締役会は取締役会長が招集しその議長となる。取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。<br/>取締役会招集の通知は会日から1週間前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。<br/>取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってする。<br/>取締役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名なつ印する。</p> <p>(新設)</p> | <p>(解任)<br/><u>第16条の2 取締役は株主総会の決議によってこれを解任できる。</u><br/><u>前項の取締役の解任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u></p> <p>(取締役会)<br/>第17条 当会社の取締役全員をもって取締役会を組織する。<br/>取締役会は取締役会長が招集しその議長となる。取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。<br/>取締役会招集の通知は会日から3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。<br/>取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってする。<br/>取締役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名なつ印する。</p> <p>(解任)<br/><u>第24条の2 監査役は株主総会の決議によってこれを解任できる。</u><br/><u>前項の監査役の解任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u></p> | <p>長期的な視野に基づく経営の安定性を確保するため、第162回国会内閣提出法案第81号（その後の修正を含む）に基づく会社法施行後も左記議案につき現行どおりの定足数及び決議要件といたしたく、規定の新設を行うものであります。</p> <p>取締役会を機動的に運営できるようにするため、所要の変更を行うものであります。</p> <p>左記議案につき現行どおりの定足数及び決議要件とすることを明確化するため、規定の新設を行うものであります。</p> |

### 第3号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（11名）が任期満了となります。

つきましては取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)            | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社<br>の 株 式 の 数 |
|------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1          | 高 橋 温<br>(昭和16年 7 月23日生)    | 昭和40年 4 月 当社入社<br>平成 3 年 6 月 当社取締役 業務部長委嘱<br>平成 5 年 6 月 当社取締役 企画部長委嘱<br>平成 5 年 6 月 当社常務取締役 企画部長委嘱<br>平成 7 年 2 月 当社常務取締役<br>平成 9 年 6 月 当社専務取締役<br>平成10年 3 月 当社取締役社長（現任）                                                                    | 68,000株             |
| 2          | 森 田 豊<br>(昭和18年10月19日生)     | 昭和42年 4 月 当社入社<br>平成 5 年 6 月 当社取締役 東京営業第一部長委嘱<br>平成 8 年 6 月 当社常務取締役<br>平成10年 3 月 当社常務取締役 本店総括部長委嘱<br>平成10年 6 月 当社専務取締役 本店総括部長委嘱<br>平成11年 2 月 当社専務取締役<br>平成11年 6 月 当社専務取締役兼専務執行役員<br>平成13年 6 月 当社取締役兼専務執行役員<br>平成14年 4 月 当社取締役兼副社長執行役員(現任) | 28,288株             |
| 3          | 幡 部 高 昭<br>(昭和23年 4 月 5 日生) | 昭和46年 4 月 当社入社<br>平成11年 6 月 当社執行役員 総合資金部長委嘱<br>平成12年 4 月 当社常務執行役員<br>平成12年 6 月 当社常務取締役兼常務執行役員<br>平成13年 6 月 当社取締役兼常務執行役員<br>平成15年 4 月 当社取締役兼常務執行役員<br>市場事務部長委嘱<br>平成15年 6 月 当社取締役兼専務執行役員（現任）                                               | 11,000株             |
| 4          | 荒 木 二 郎<br>(昭和25年 2 月24日生)  | 昭和47年 4 月 当社入社<br>平成11年 6 月 当社執行役員 神戸支店長委嘱<br>平成12年 2 月 当社執行役員 東京営業第一部長委嘱<br>平成13年 6 月 当社執行役員 本店支配人委嘱<br>平成13年 6 月 当社常務執行役員<br>平成15年 6 月 当社取締役兼常務執行役員<br>平成16年 6 月 当社取締役兼専務執行役員（現任）                                                       | 13,000株             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)           | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5          | 藤 井 豪 夫<br>(昭和23年11月12日生)  | 昭和46年 4 月 当社入社<br>平成10年 6 月 当社取締役 資産運用部長委嘱<br>平成11年 6 月 当社取締役退任<br>当社執行役員 資産運用部長委嘱<br>平成12年 2 月 当社執行役員 人事部長委嘱<br>平成14年 4 月 当社常務執行役員<br>平成14年 6 月 当社取締役兼常務執行役員<br>平成16年 6 月 当社取締役兼専務執行役員（現任）                  | 12,250株     |
| 6          | 渋谷 正 雄<br>(昭和24年12月10日生)   | 昭和47年 4 月 当社入社<br>平成12年 6 月 当社執行役員 不動産営業部長<br>兼不動産投資顧問部長委嘱<br>平成13年 6 月 当社執行役員 不動産営業部長委嘱<br>平成14年 4 月 当社常務執行役員<br>平成14年 6 月 当社取締役兼常務執行役員<br>不動産業務部長委嘱<br>平成14年10月 当社取締役兼常務執行役員<br>平成16年 6 月 当社取締役兼専務執行役員（現任） | 12,000株     |
| 7          | 井 上 育 穂<br>(昭和23年10月 8 日生) | 昭和46年 4 月 当社入社<br>平成13年 6 月 当社執行役員 本店営業第二部長委嘱<br>平成14年 4 月 当社常務執行役員<br>平成14年 6 月 当社取締役兼常務執行役員<br>平成16年 6 月 当社取締役兼専務執行役員（現任）                                                                                  | 6,157株      |
| 8          | 中 井 正 彦<br>(昭和27年 3 月29日生) | 昭和50年 4 月 当社入社<br>平成10年 6 月 当社投資営業推進部長<br>平成14年 2 月 当社営業企画部長<br>平成14年 4 月 当社執行役員 営業企画部長委嘱<br>平成15年 6 月 当社執行役員 リテール企画推進部長委嘱<br>平成16年 6 月 当社執行役員 本店支配人委嘱<br>平成16年 6 月 当社常務執行役員（現任）                             | 10,000株     |
| 9          | 鈴 木 優<br>(昭和26年 2 月23日生)   | 昭和48年 4 月 当社入社<br>平成11年 6 月 当社秘書室長兼広報部長<br>平成12年 4 月 当社業務部長<br>平成13年 6 月 当社執行役員 業務部長委嘱<br>平成15年 6 月 当社執行役員 本店支配人委嘱<br>平成15年 6 月 当社監査役（常勤）（現任）                                                                | 12,000株     |

| 候補者<br>番 号 | 氏<br>(生 年 月 日)<br>名 日)     | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式の数 |
|------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 10         | 安 藤 友 章<br>(昭和26年 4 月27日生) | 昭和50年 4 月 当社入社<br>平成12年 4 月 当社クレジット投資業務部長<br>平成14年 4 月 当社東京中央営業第一部長<br>平成16年 4 月 当社名古屋地区統括支配人兼名古屋支店長<br>平成16年 6 月 当社執行役員 名古屋地区統括支配人<br>兼名古屋支店長委嘱<br>平成17年 6 月 当社執行役員 本店支配人委嘱（現任） | 4,000株      |
| 11         | 常 陰 均<br>(昭和29年 8 月 6 日生)  | 昭和52年 4 月 当社入社<br>平成11年 6 月 当社証券業務部長<br>平成14年 4 月 当社企画部長<br>平成16年 6 月 当社執行役員 企画部長委嘱<br>平成17年 6 月 当社執行役員 本店支配人委嘱（現任）                                                              | 4,000株      |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 鈴木 優氏は、現在監査役在任中ですが、本総会終結の時をもって監査役を辞任されます。

#### 第 4 号議案 監査役 2 名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役廣江恒夫氏が任期満了となり、また監査役鈴木 優氏が辞任されます。

つきましては、監査役 2 名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、平尾光司氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第 1 項に定める社外監査役の候補者であります。

| 候補者<br>番 号 | 氏<br>(生 年 月 日)<br>名 日)     | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                            | 所有する当社の株式の数 |
|------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1          | 野 口 裕 史<br>(昭和27年 9 月30日生) | 昭和50年 4 月 当社入社<br>平成11年 6 月 当社熊本支店長<br>平成13年 6 月 当社業務推進部長<br>平成15年 6 月 当社総務部長<br>平成16年 6 月 当社執行役員 総務部長委嘱<br>平成17年 6 月 当社執行役員 本店支配人委嘱（現任） | 2,102株      |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)        | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式の数 |
|------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2          | 平 尾 光 司<br>(昭和14年1月1日生) | 昭和36年4月 日本長期信用銀行株式会社<br>(現 株式会社新生銀行) 入社<br>昭和63年6月 日本長期信用銀行株式会社 取締役<br>平成3年2月 日本長期信用銀行株式会社 常務取締役<br>平成7年4月 日本長期信用銀行株式会社 取締役副頭取<br>兼株式会社長銀総合研究所 取締役<br>平成8年3月 日本長期信用銀行株式会社 取締役<br>兼株式会社長銀総合研究所 取締役<br>平成9年4月 日本長期信用銀行株式会社 取締役<br>兼株式会社長銀総合研究所 代表取締役社長<br>平成9年6月 日本長期信用銀行株式会社 取締役退任<br>平成11年3月 株式会社社会基盤研究所 代表取締役社長<br>平成13年4月 株式会社社会基盤研究所 取締役会長<br>平成14年3月 株式会社社会基盤研究所 取締役退任<br>平成14年4月 専修大学経済学部教授(現任) | 0株          |

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金贈呈の件

当社は経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行った結果、平成17年5月13日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

制度の廃止に伴い、在任中の取締役11名及び監査役5名に対して、これまでの功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で、本総会終結の日までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給したいと存じます。

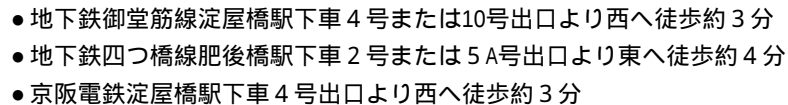
なお、贈呈の時期は取締役及び監査役を退任される時とし、退職慰労金の具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名     | 略 歴                                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 村 上 仁 志 | 平成元年 6 月 当社取締役<br>平成 3 年 6 月 当社常務取締役<br>平成 9 年 6 月 当社専務取締役<br>平成10年 3 月 当社取締役会長（現任）   |
| 高 橋 温   | 平成 3 年 6 月 当社取締役<br>平成 5 年 6 月 当社常務取締役<br>平成 9 年 6 月 当社専務取締役<br>平成10年 3 月 当社取締役社長（現任） |
| 森 田 豊   | 平成 5 年 6 月 当社取締役<br>平成 8 年 6 月 当社常務取締役<br>平成10年 6 月 当社専務取締役<br>平成13年 6 月 当社取締役（現任）    |
| 幡 部 高 昭 | 平成12年 6 月 当社常務取締役<br>平成13年 6 月 当社取締役（現任）                                              |
| 櫻 井 俊 治 | 平成10年 6 月 当社取締役<br>平成11年 6 月 当社取締役退任<br>平成16年 6 月 当社取締役（現任）                           |
| 宮 川 和 雄 | 平成14年 6 月 当社取締役（現任）                                                                   |
| 荒 木 二 郎 | 平成15年 6 月 当社取締役（現任）                                                                   |
| 藤 井 豪 夫 | 平成10年 6 月 当社取締役<br>平成11年 6 月 当社取締役退任<br>平成14年 6 月 当社取締役（現任）                           |
| 渋谷 正 雄  | 平成14年 6 月 当社取締役（現任）                                                                   |
| 井 上 育 穂 | 平成14年 6 月 当社取締役（現任）                                                                   |
| 青 山 行 男 | 平成16年 6 月 当社取締役（現任）                                                                   |
| 田 辺 榮 一 | 平成16年 6 月 当社常任監査役（常勤）（現任）                                                             |
| 鈴 木 優   | 平成15年 6 月 当社監査役（常勤）（現任）                                                               |
| 高 村 幸 一 | 平成16年 6 月 当社監査役（常勤）（現任）                                                               |
| 廣 江 恒 夫 | 平成14年 6 月 当社監査役（現任）                                                                   |
| 前 田 庸   | 平成15年 6 月 当社監査役（現任）                                                                   |

以 上

住友ビルディング11階会議室  
(所在地：大阪府中央区北浜四丁目5番33号)



会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。